

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給付基準額の改定） 第四条の二 令和六年四月以降の月分の給付基準額（法第三条第一号に規定する給付基準額をいう。）については、法第四条第一項中「五千円」とあるのは、「五千三百十円」と読み替えて、法の規定を適用する。</p>	<p>（給付基準額の改定） 第四条の二 令和五年四月以降の月分の給付基準額（法第三条第一号に規定する給付基準額をいう。）については、法第四条第一項中「五千円」とあるのは、「五千百四十円」と読み替えて、法の規定を適用する。</p>